

学校いじめの防止基本方針

令和7年10月改

四国中央市立三島南中学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【基本理念】

- ・ 人間尊重の精神を基盤に、学校の内外を問わず、すべての生徒が安心して生活ができる環境づくりに最善を尽くす。
- ・ 生徒の心に寄り添い、いじめの兆候を見逃さず、迅速な対応により早期解決を図る。
- ・ 相談活動やいじめの防止体制を整え、家庭や地域、関係機関等との連携を図る。

(2) いじめの禁止

生徒等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条）

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(4) いじめの様態

いじめの様態について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 具体的ないじめの様態 》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、物を壊されたり、捨てられたりする
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(5) いじめ問題の理解

すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、日々「未然防止」と「早期発見」に取

り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下のア～クは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは学校、家庭、関係機関などがそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止等のための対策

(1) 学校経営の充実

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の等の充実に努める。
- イ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 人間尊重に徹し共に向上をめざす生徒の育成を展開する。
- イ 人権教育の充実により、豊かな情操や道徳心、規範意識や自尊心を養う。
- ウ すべての教育活動を通じて心の育成を図る。

(3) 道徳教育の充実

- ア 道徳の時間に命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。
- イ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、すべての教育活動を通じて心の育成を図る。

(4) 体験活動の充実

- ア 体験活動の充実を図り、コミュニケーション能力やソーシャルスキルの獲得を進める。
- イ 学びあい学習の充実に努め、心の通う人間関係づくりの習得に努める。

(5) 生徒の主体的な活動

- ア 生徒会活動の充実を図り、仲間意識に支えられた集団づくりを進める。
- イ 生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。

- ウ 生徒相互による、いじめ撲滅運動の推進を行う。
- (6) わかる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）を通して自己肯定感を高める
- ア わくわくする課題設定を行い、「分かる」「考える」「伸びる」授業の創造に努め、基礎・基本の確実な定着を図る。
- イ ICTの積極的な活用や話し合い等による練り合い活動に力を入れ、授業改善を図る。
- ウ 個に応じたきめ細かい指導に努めるとともに、学び合い学習にも力を入れる。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
- ア 生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を育成するためのコミュニケーション活動を重視した特別活動を充実する。
- イ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- (8) 相談体制の整備
- ア 心の教室相談員・スクールカウンセラーの活動を周知し、相談の窓口として、生徒や保護者が相談活動を行うことができるようにする。
- イ 相談室を相談活動の拠点とし、プライバシーに配慮した設備を充実させる。
- ウ 相談室に登校する生徒が出たときには、学力保障のため、実態に応じて独自のカリキュラムを作成し、相談員と教科担任が学習を支援する。
- エ 定期的に教育相談の実施や生活悩み調査の実施を行う。
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- ア 外部講師を招くなど情報モラルに関する生徒への指導を充実させると共に、学校全体で継続的に指導できる体制を整える。また、保護者にも啓発する。
- イ インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合の連絡体制の充実を図る。
- ウ インターネットを通じてのいじめが発生した場合は、生徒や保護者を支援し、関係機関や関係団体と連携する。
- (10) 発達障害等への共通理解
- ア 発達障害等がある生徒は、対応や状況によって、いじめの被害者にも加害者にもなり得る可能性が高いことを認識し、教職員が共通理解をもってあたる。
- イ 特別支援教育コーディネーターを中心に、個別支援計画等を活用して、生徒一人ひとりの実態を的確に把握し、特性を理解し特性に応じた適切な支援を行う。
- ウ 生徒や保護者にも発達障害等についての理解を深めるための啓発を行い、集団づくり、仲間づくり等の人間関係を学ぶ指導を積極的に取り入れていく。
- (11) 校内研修の充実

ア いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

イ 生活悩み調査の分析や事例研究など、実態に即した実効性のある研修を行う。

ウ いじめ認識後の対応の手順や方針について共通認識を図り、組織的な対応につなげる。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 学校をまたいでいじめが発生した場合は、学校同士が連携を取り合って適切な対応ができる体制を整える。

イ 生徒指導主事が窓口となって小中高の連携を図り、生徒に関する情報交換を密にする。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止のため、学校いじめ基本方針に基づき、いじめ防止等の対策のため以下の組織を確立し、対策を推進していく。

(1) 名称 「学校いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、企画委員、心の教室相談員、スクールカウンセラー、

(3) 活動内容

定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、教職員の研修や生徒への対応などを確認し、いじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための研修

(ア) 子どもの声に耳を傾ける。

○ 教育相談の充実を図り、定期的に全校生徒に対して相談活動を行う。

○ 生活ノートを通した人間関係づくりや生活悩み調査等の実施により早期の発見に努める。

(イ) 子どもの行動を注視する。

○ 「生徒の活動場所には常に教師がつく」ことを教師の基本姿勢として徹底し、死角を作らないように生徒を見守る。

○ 「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を定期的に確認する。

イ アンケート等調査の工夫

(ア) いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

○ 生徒全員を対象とした「生活悩み調査」の実施及び必要生徒への教育相談（毎月1回）

○ 生徒全員を対象とした教育相談 年3回（1学期・2学期・3学期）

ウ 相談活動の充実

(ア) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談

体制の整備を行う。

- 生活ノートによる相談活動の充実
- 心の教室相談員の活用
- スクールカウンセラーの活用

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

- （ア） P T Aの諸会合において保護者への啓発を行い、いじめ防止に関する理解を深める。
- （イ） 保護者や地域、関係機関等との連携を図り、連絡体制の充実に努める。
- （ウ） 相談室便り等を通じた相談活動の周知徹底を行う。

オ 地域及び関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、「四国中央市いじめ防止対策委員会」を開き、警察や法務局、東予子ども・女性支援センターなど関係機関との適切な連携を推進する。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

- （ア） 毎月生活悩み調査を実施し、每学期教育相談を行う。
- （イ） 定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学 期	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・方針の確認と指導計画 ・引き継ぎ事項の確認と情報の共有 ○学年会 ・チェックリストでの確認	○学級づくり・学年づくり ○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行等】 ○全校人権集会	○生活悩み調査（毎月） ○教育相談 ○個別懇談 ○学校評価アンケート
夏 休 み	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・事例研究等職員研修 ・情報の共有		
2 学 期	○職員会 ・情報の共有 ○学年会 ・チェックリストでの確認	○行事を通じた人間関係づくり【体育祭・自然の家・合唱コンクール等】 ○人権フェア	○生活悩み調査（毎月） ○教育相談 ○個別面談 ○学校評価アンケート

3 学 期	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・本年度のまとめ ・課題の検討	○全校人権集会	○生活悩み調査（毎月） ○教育相談 ○個別面談
-------------	--	---------	-------------------------------

4 いじめが発生した場合の組織の設置

学校においていじめを確認した場合は、迅速かつ的確な対応をするために、以下の組織を立ち上げ対策を講じていく。

- (1) 名 称「南中いじめ問題調査委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、企画委員、学級担任、心の教室相談員、スクールカウンセラー、その他の関係者
- (3) 活動内容

いじめの事実を感じたり、確認したりした場合は、校長は「南中いじめ問題調査委員会」を招集し、以下のような対応を取る。

ア 事実確認・情報共有

イ 被害生徒・保護者に対する説明、支援

ウ 加害生徒への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒等をいじめを受けた児童生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 児童生徒や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織 「南中いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

- ・ いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

- ・ 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

(1) いじめの初期対応のフローチャート

(2) いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

- ・ いじめ及び生徒指導事象に関する事実関係の把握及び記録用フォーマット